

○特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～四十九（略）</p> <p>五十 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体が同法第七十一条第二項に規定する業務として行う役務の提供</p> <p>五十一（略）</p>	<p>別表第二（第五条、第五条の二関係） 一～四十九（略）</p> <p>五十 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体が同法第六十五条第二項に規定する業務として行う役務の提供</p> <p>五十一（略）</p>